

## UCもみじカード通信販売加盟店規約

### <一般条項>

#### 第1条（用語の定義）

本規約において使用する次の用語は、以下の意味を有します。

1. 「加盟店」とは、本規約承認のうえもみじカード株式会社（以下「当社」といいます）に加盟申込みをした個人・法人（以下総称して「加盟店申込者」といいます）で、当社が加盟を認めた加盟店申込者をいいます。
2. 「会員」とは以下の（1）から（4）に該当するクレジットカード、デビットカード、プリペイドカード（以下「カード」と称します）の会員をいいます。
  - （1）当社が業務提携するユーシーカード株式会社が発行するマスターカードアジアパシフィックP t eリミテッドまたはビザワールドワイドP t eリミテッドと提携したUCカード
  - （2）当社が業務提携するユーシーカード株式会社または当社が発行代行業務を行い発行するマスターカードアジアパシフィックP t eリミテッドまたはビザワールドワイドP t eリミテッドと提携したカード
  - （3）当社が業務提携するユーシーカード株式会社または当社が業務提携するカード会社、組織が発行するマスターカードアジアパシフィックP t eリミテッドまたはビザワールドワイドP t eリミテッドと提携したカード
  - （4）上記（1）から（3）以外のマスターカードアジアパシフィックP t eリミテッドが属するカード会社のグループまたはビザワールドワイドP t eリミテッドが属するカード会社のグループに加盟した国内、海外のカード会社、金融機関等がマスターカードアジアパシフィックP t eリミテッド等またはビザワールドワイドP t eリミテッド等と提携して発行するカード
3. 「商品」とは、加盟店が会員に販売もしくは提供する、物品・サービス・権利・役務・ソフトウェア等をいいます。
4. 「通信販売」とは、会員が通信手段により加盟店に商品の購入または提供を求め、カードによる決済を行う取引をいいます。
5. 「提携組織」とは、当社が加盟、または提携する組織（マスターカードアジアパシフィックP t eリミテッドが属するカード会社のグループ、およびビザワールドワイドP t eリミテッドが属するカード会社のグループ）をいいます。

#### 第2条（取扱商品）

1. 加盟店は、通信販売の取扱対象となる商品について、あらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとします。なお、当社の承認を得た後に、商品の内容を変更する場合についても同様とします。
2. 加盟店は、当社の承認を得た後においても、当社から商品について取扱中止の要請があった場合は、その指示に従うものとします。
3. 加盟店は、以下の商品を取り扱うことはできないものとします。
  - （1）公序良俗に反するもの。
  - （2）銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約・薬事法等法令の定めに違反するもの。
  - （3）第三者の著作権・肖像権・知的財産権等を侵害する恐れがあるもの。
  - （4）その他、当社が不相当と判断したもの。
4. 加盟店は、旅行商品・酒類・米類等、販売にあたり許認可を得るべき商品を取り扱う場合は、あらかじめ当社にこれを証明する関連証書類を提出し、当社の承認を得るものとします。
5. 加盟店は本規約に基づく通信販売に関し、会員に対して掲示する広告その他の書面な

らびに通信販売方法について、割賦販売法・特定商取引法・景品表示法・消費者契約法およびその他の法令等を遵守するものとします。

6. 加盟店は、商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券・有価証券等を取り扱うことはできないものとします。但し、当社が個別に認めた場合はこの限りではありません。
7. 加盟店は、ソフトウェアのダウンロード販売等、商品の配送を伴わない商品を取り扱う場合は、当社の認めた運用方法により通信販売を行うものとします。
8. 加盟店は、サービス・役務の提供でその代金を前払いする方式の商品を取り扱うことはできないものとします。但し、当社が個別に認めた場合はこの限りではありません。この場合、会員がサービス・役務提供の契約期間中に中途解約の請求を申し出たとき、および未経過料金の返金を申し出たときについては、加盟店がその全責任をもって対応するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。なお、会員に対する返金処理については、当社所定の方法によるものとします。

### 第3条（商品の告知）

1. 加盟店は、加盟店の責任と負担において、商品告知の企画・制作を行うものとします。
2. 加盟店は、前項の告知にあたり以下の事項を遵守するものとします。
  - (1) 第2条第5項の法令等の定めに違反しないこと。
  - (2) 消費者の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと。
  - (3) 公序良俗に反する表示をしないこと。
  - (4) 以下の事項について表示を行うこと。
    - 加盟店の名称
    - 加盟店の所在地
    - 加盟店の電話番号（インターネット上およびパソコン通信等で告知を行う場合は電子メールアドレスも表示）
    - 責任者および責任者への連絡方法
    - 商品価格、送料、その他必要とされる料金
    - 商品の引渡期間
    - 代金の支払時期および方法
    - 商品の返品・取消に関する特約
    - その他、当社が必要と認めた事項
3. 加盟店は、商品の告知にあたり商品価格をすべて円建てで表示するものとします。
4. 加盟店は、商品の告知にあたりそれぞれの媒体に商品代金の支払方法として、カードが使用できる旨明示するものとします。

### 第4条（商品の申込み）

1. 加盟店は、会員から商品購入の申込みを、加盟店所定の商品注文票の送付・電話・FAX等、その他当社が認めた方法により、受け付けるものとします。
2. 加盟店は、インターネット上で会員から商品購入の申込みを受け付ける場合には、以下の事項を遵守するものとします。
  - (1) 加盟店は、商品購入の申込みを受け付ける際に会員番号・有効期限・会員氏名等の会員の情報および商品申込みに関する情報について、あらかじめ当社が認めた方法により情報の暗号化を施す等安全化措置を講じなければならないものとします。
  - (2) 加盟店は、会員に対し申込み内容の確認を行うものとします。
  - (3) 加盟店は、安全化措置について当社が情報の保全を目的とした改善をなすことを申し出た場合には、その主旨に基づき安全化措置について所要の改善を講じなければならないものとします。

- (4) 加盟店は、暗号が解読された等の危害が発生した場合には、直ちに当社に連絡するとともに、インターネット上での申込みの受付を中止するものとします。なお、これに起因して当社または会員に損害が生じた場合には、加盟店が一切の損害を賠償する責任を負うものとします。また、インターネット上で申込みの受付を再開する場合には、あらかじめ当社の承認を得るものとします。
- (5) 加盟店は、暗号化等の安全化措置を講じても、会員の情報等についての秘密性を完全には保持できないことを会員にあらかじめ認識させるものとします。

#### 第5条(差別待遇の禁止)

加盟店は、有効なカードによる通信販売の申込みを行った会員に対し、正当な理由なく申込みを拒絶したり、他の支払方法を要求したり、他の支払方法と異なる代金・料金を請求する等、会員に不利となる差別的取扱いやカードの円滑な使用を妨げる何らの制限も行わないものとします。

#### 第6条(加盟店の注意義務・消費者保護責任等)

- 1. 加盟店は、会員から第4条に定める申込みを受け付けた際に、申込者が明らかにカード名義人本人以外と思われる場合および明らかに不審と思われる場合には、通信販売を行う前に当社へその旨を連絡し、当社の指示に従うものとします。
- 2. 万一、加盟店が前項に違反して通信販売を行った場合は、当該商品代金について加盟店が一切の責任を負うものとします。
- 3. 加盟店は、当社が会員のカード使用状況等の調査の協力を求めた場合にはこれに対し速やかに協力するものとします。
- 4. 加盟店は、インターネット上での申込み受付に際し、消費者保護の観点から以下の対応・措置を講じるものとします。
  - (1) システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的に会員が不利にならないように取り計らうものとし、加盟店が責任を取り得ない範囲について会員が理解できるようあらかじめ告知すること。
  - (2) 会員に対し購入申込み等の仕組みを提示し、会員が会員と加盟店との間の商品購入申込み成立時期を明確に認識できる措置を講じること。
  - (3) 会員と加盟店との間での二重送信やデータ誤入力が生じないよう確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じること。

#### 第7条(支払区分)

- 1. 加盟店が取り扱うことができる通信販売種類は、1回払い販売・2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・3回以上の分割払い(ボーナス併用分割払いも含む)販売(以下「分割払い」と称します)とします。但し、1回払い販売以外については、当社が認めた加盟店のみで取り扱うことができるものとします。
- 2. 会員が利用を申し出たカードの種別等によっては、1回払いを除くその他の支払区分については、取扱いができない場合があることをあらかじめ承諾します。

#### 第8条(通信販売の方法)

- 1. 加盟店は、会員から第4条に定める申込みを受け付けた場合、会員番号・有効期限・会員氏名・商品代金(税金、送料を含む)・支払区分・購入商品等を確認し、全件当社の承認番号を得るものとします。但し、当社が加盟店に対しあらかじめ信用販売限度額を設定した場合には、その限度額を超えて通信販売を行う際に、当社の承認番号を得るものとします。なお、信用販売限度額とは、加盟店が会員1人あたりに対し、1回の申込みにつき通信販売できる金額の総額をいいます。
- 2. 当社が加盟店に対して、前項による信用販売限度額を設定した場合においても、当社



により作成した売上データを加盟店が当社に送付する場合は当該売上データが当社に到着したときに、その効力が発生するものとします。

4. 会員の利用日から11日以降2か月以内に加盟店が当社に譲渡した債権が、所定の決済期日に会員から回収できなかった場合は、原則加盟店の責任とし、加盟店は第20条により買戻しを請求されても当社に対して異議を申し立てないものとします。
5. 会員の利用日から2か月を経過した債権は譲渡の対象になりません。

#### 第13条（債権譲渡の代金および手数料の支払方法）

1. 当社は、譲渡を受けた債権を次の表の区分に従いこれを締め切り、それぞれの支払日にそれぞれの合計金額から第14条で定める手数料を差し引いた金額を、加盟店の指定口座へ振り込みにより支払うものとします。但し、当社が個別に認めた場合はこの限りではありません。
2. ボーナス一括払い販売の取扱期間は、次の表に定める2種類の期間のうち、加盟店が通信販売加盟店申込書において指定し、当社が認めた期間とします。
3. 2回払い販売による債権譲渡代金については、次の表に定める2種類の支払日のうち、加盟店が通信販売加盟店申込書において指定し、当社が認めた支払日に支払うものとします。
4. 当社の本規約に基づく支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に支払うものとします。
5. 前項の加盟店への支払いが加盟店の指定口座に到着しない場合、または延着した場合、当社に故意または過失がある場合を除き当社は何ら責任を負わないものとします。

<表>

支払区分	取扱期間	締切日	支払日
1回払い リボルビング払い 分割払い	通年	毎月10日	翌月15日
ボーナス一括払い	夏型 12月11日～6月15日 冬型 7月11日～11月15日	夏 最終 7月10日 冬 最終 12月10日	夏 8月15日 冬 翌年1月15日
	夏型 3月1日～6月15日 冬型 9月1日～11月15日		
2回払い	通年	毎月10日	A型 1回目 翌月15日 2回目 翌々月15日
			B型 翌月25日一括

#### 第14条（手数料）

加盟店はカードによる通信販売総額（税金、送料等を含む）に対し、当社の定める手数料を支払うものとします。

#### 第15条（通信販売取消）

1. 加盟店は、会員から通信販売の取消を受け付けた場合には、当社所定の方法により当該商品代金に対する債権譲渡の取消処理を行うものとします。
2. 前項により取消した債権譲渡代金を既に当社が加盟店に支払い済の場合は、加盟店は当社所定の方法により当該金額を遅滞なく返金するものとします。万一加盟店が当社に対しその金額を返金しない場合には、当社の次回以降の加盟店に対する支払金から差し引くことができるものとします。
3. 本条第1項の場合、会員に対し現金による返金は行わないものとします。

#### 第16条（商品の所有権の移転）

1. 加盟店が会員に通信販売した商品の所有権は、加盟店が第12条の規定に基づき当社に債権を譲渡したときに加盟店より当社に移転するものとします。但し、第15条および第20条により債権譲渡が取消または解除された場合、売上債権に関わる商品の所有権は、債権譲渡代金が未払いのときには直ちに、既払いのときには加盟店が債権譲渡代金を当社に返金したときに、加盟店に戻るものとします。
2. 加盟店が、カード名義人以外のものに対して誤って通信販売を行った場合であっても、当社が加盟店に対し当該売上債権の譲渡代金を支払った場合には、通信販売を行った商品の所有権は当社に帰属するものとします。なお、この場合にも前項但し書きの規定を準用するものとします。

#### 第17条（会員との紛議）

1. 加盟店は、通信販売を行った商品に対して生じた会員との紛議は、すべて加盟店の責任において遅滞なく解決するものとし、これにより発生した当社および会員の損害については加盟店が補償するものとします。
2. 前項の紛議において会員が会員の所属するクレジットカード会社（以下「カード会社」と称します）等に支払停止の抗弁を申し出た場合は、当社は加盟店に通知するとともに、当該金額の支払いは以下に定める通りとします。
  - （1）当該金額が支払い前の場合は、当社は当該金額の支払いを留保または拒絶することができるものとします。
  - （2）当該金額が支払済の場合は、加盟店は当社の請求に応じて当社所定の方法により、当該金額を遅滞なく返金するものとします。
  - （3）当該抗弁事由が消滅した場合は、当社は加盟店に当該金額を支払うものとします。
3. 加盟店は紛議の解決にあたり会員に対して当該カード利用代金を直接返金しないものとします。

#### 第18条（会員からの苦情の対応）

1. 会員がカード会社に対して加盟店に関する苦情を申し入れ、当該カード会社よりその旨の連絡を受けた当社が、当該苦情の内容が第2条第5項に違反する加盟店の行為と認めた場合、当社は加盟店に対し調査を行うことができるものとし、加盟店は当該調査に協力するものとします。
2. 加盟店は、当社が前項の調査に基づく事実を当該会員のカード会社に報告することに同意するものとします。
3. 本条第1項の調査に基づき、当社が加盟店に対し改善を申し入れた場合、加盟店は当該申し入れに従うものとします。

#### 第19条（支払いの拒絶・留保）

1. 加盟店が、以下の事由のいずれかに該当して通信販売、もしくは債権譲渡を行ったことが判明した場合は、当社は当該金額の支払いを拒絶できるものとします。
  - （1）本規約または加盟店が当社と締結している他の契約等に違反して商品の販売を行った場合。
  - （2）会員資格を有しない申込者およびカード会員以外の第三者がカードを利用した場合。
  - （3）会員が当該通信販売に関し利用覚え無し、金額相違等の疑義を当社またはカード会社へ申し出た場合。
  - （4）売上票が正当でない場合、または売上票の内容が不実である場合。
  - （5）加盟店の請求内容に誤りがあり、当社が会員に請求できないデータがあった場

合。

- (6) 当社の承認を必要とする場合において、加盟店が承認を得ないで通信販売を行った場合。
  - (7) 第17条に関わる問題が生じた場合において、加盟店または当社が会員から当該金額の支払拒絶・支払留保等の申し入れを受けた場合。
  - (8) 会員から当社に対して当該金額の支払拒絶の申し出があった場合、またはカード会社より支払いを拒絶された場合。
2. 加盟店が行った通信販売について当社が調査の必要があると認めた場合、当社はその調査が完了するまで当該金額の支払いを留保できるものとします。
  3. 前項による当社の調査完了後、当社が支払いを相当と認めた場合、当社は加盟店に対し当該金額を支払うものとします。この場合、当社が加盟店に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払義務を負わないことに、加盟店は異議を申し立てないものとします。

#### 第20条（買戻の特約）

1. 第12条第4項に該当し、加盟店が当社に譲渡した債権が所定の決済期日に会員より回収できなかった場合で、当社が買戻しを請求した場合、または第19条第1項に該当し、当社が加盟店に対する支払いの拒絶を行える場合であって、当該金額が加盟店に対し支払い済のものについては、加盟店は当社の請求に応じ当社所定の方法により当該金額を遅滞なく返金するものとします。
2. 万一、加盟店が当社に対しその金額を返金しない場合には、当社の次回以降の加盟店に対する支払金から差し引くことができるものとします。

#### 第21条（商品注文票等の保管）

加盟店は、会員からの商品注文票・商品受領書・発送を証する証憑およびその他の関係書類またはデータを、責任を持って7年間保管し、当社の要請があるときはいつでも提示するものとします。

#### 第22条（情報の管理・守秘義務等）

1. 加盟店は業務上知り得た当社の営業上の秘密等一切の情報を責任を持って管理するものとし、本規約に定める以外の用途に利用したり、第三者に開示・漏洩してはならないものとします。
2. 加盟店が前項に定める責務を怠り、会員および当社が損害を被った場合は加盟店はその全責任を負うものとします。

#### 第23条（個人情報の取扱い）

1. 本規約で「個人情報」とは、加盟店が加盟店業務を通じて取得した会員その他利用者の一切の情報で、氏名、生年月日等当該利用者を特定できる情報とこれに付随して取り扱われるカード番号等会員その他利用者の情報をいうものとします。
2. 個人情報の利用は、業務上必要な範囲であって、法令および加盟店規約等において定める範囲に限定するものとします。
3. 個人情報は、利用目的に応じ必要な範囲において、客観性、正確性および最新性を保持するものとします。
4. 加盟店は、加盟店業務遂行の過程で知り得た個人情報を開示・漏洩してはならないものとし、個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとします。
5. 加盟店は、加盟店および第29条に基づく業務委託先における個人情報の目的外利用・漏洩等が発生しないよう情報管理の制度、システムの整備・改善、社内規定の整備、従業員の教育、業務委託先の監督等適切な措置を講じるものとします。

6. 加盟店は、カードの暗証番号・セキュリティコード（CVV2、CVC2）については、たとえ暗号化したとしても、一切保管・保持してはならないものとします。
7. 個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対し、合理的な安全対策を講じるものとします。また、当社は加盟店に対して個人情報の管理に必要な情報セキュリティ基準を別途指定することができ、この場合、加盟店は当社が指定した基準を遵守するものとします。
8. 情報媒体の引渡しにあたっては、その場所および担当者を特定するものとし、情報媒体の搬送・送付は、安全で確実な方法によるとともに、露出せぬよう封緘・施錠を確実に行うものとします。
9. 第三者への個人情報の提供は、以下のいずれかの場合に限るものとし、提供に際しては守秘義務について十分配慮するものとします。
  - (1) 当該個人が書面により事前に同意している場合。
  - (2) 業務上必要があり当該利用者等の保護に値する正当な利益が侵害されるおそれのない場合であって当社の書面による事前の同意がある場合。
  - (3) 各種法令の規定により提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合。
10. 当社は、加盟店に漏洩等の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、加盟店に対して事故事実の有無、可能性の状況その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに協力するものとします。

#### 第24条（個人情報漏洩時等の対応）

1. 加盟店および第29条に基づく業務委託先において、万一、漏洩等の事故が発生した場合は、加盟店は直ちに当社に対し、漏洩等の件数の多寡に関わらず、及びカード番号の一部が非表示の場合を含み、全ての漏洩等の事故の発生の日時・内容その他詳細事項について報告し、その発生の日から10営業日以内に、漏洩等の事故の原因を当社に対し報告するものとします。なお、加盟店または業務委託先はその調査を自らの負担にて行うものとし、当社が必要と認める場合には、当社は事故の原因究明を調査する会社等を選定できるものとし、加盟店または業務委託先は当該会社等による調査を行うものとします。
2. 加盟店は再発防止策を策定の上、直ちに実施し、その再発防止策の内容を遅滞なく当社に書面にて通知するものとします。なお、当社が再発防止策等を策定し、加盟店または業務委託先に実施を求めた場合は、加盟店はその内容を遵守するものとし、当該業務委託先をして再発防止策等に関して当社の行う指導に従わせるものとします。
3. 当社は、他の加盟店でのカード番号等の漏洩等の事故が発生し、類似の漏洩事故の発生を防止する必要がある場合、その他当社が必要と認める場合には、加盟店に対し、当該措置の改善の要求その他必要な措置・指導を行えるものとし、加盟店はこれに従うものとします。
4. 加盟店は、加盟店または業務委託先が第23条および本条に違反することにより当社、カード会社、提携組織、または会員に損害を生じせしめた場合には、これにより当社、カード会社、提携組織、または会員が被った損害等を賠償する義務を負うものとします。
  - (1) カードの再発行に関わる費用。
  - (2) 不正使用のモニタリングや会員対応等の業務運営に関わる費用。
  - (3) カードの不正使用による損害。
  - (4) 当該事故の損害賠償、罰金として、提携組織、カード会社等、またはその他第三者から当社が請求を受けた費用。
  - (5) 上記(1)～(4)の解決に要した弁護士費用等の間接的な費用。

#### 第25条（遅延損害金）

加盟店は本規約に定める債務の支払いを遅延した場合は、当該債務金額に対して支払期日の翌日から実際に支払いのあった日まで年利率14.60%の遅延損害金を支払うものとし、この場合の計算方法は年365日の日割り計算とします。

#### 第26条（損害賠償等）

1. 加盟店が以下の事由により当社に損害を生じせしめた場合は、当社はその損害を請求できるものとし、
  - (1) 本規約に違反した場合。
  - (2) 公序良俗に反するなど加盟店として不適当な行為により当社名誉を著しく傷つけ、あるいは金銭的損害を与えた場合。
2. 提携組織が加盟店の通信販売に関連し、当社に罰金、反則金等を課し、その事由が加盟店側に起因するものと当社が認めた場合、加盟店は当社の請求により、当該罰金、反則金等と同額を当社に支払うものとし、

#### 第27条（加盟料）

加盟店は、当社へ加盟を申し込み当社が加盟を認めた際に、所定の加盟料を支払うものとし、万一、加盟店が加盟料を支払わない場合には、当社は次回以降の加盟店に対する支払金から差し引くことができるものとし、

#### 第28条（地位の譲渡等の禁止）

1. 加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとし、
2. 加盟店の当社に対する債権は、第三者に譲渡できないものとし、
3. 加盟店は、売上票・売上集計票等を本規約に定める以外の用途に利用してはならないものとし、また、これらを第三者に利用させてはならないものとし、

#### 第29条（業務処理の委託）

1. 加盟店は、加盟店の業務処理を第三者に委託する場合には、その委託内容および当該委託先に関する情報等を事前に書面により当社に届け出、その承認を得るものとし、
2. 加盟店は、前項に定める委託先に当該委託内容に関わる業務処理を第三者に再委託させてはならないものとし、但し、加盟店が再委託（数次的委託を含む）の必要があると認めた場合には、その委託内容および当該再委託先に関する情報等を事前に書面により当社に届け出、その承認を得るものとし、
3. 加盟店は前二項に定める委託先、および再委託先（以下総称して「業務委託先」といいます）に本規約内容を遵守させ、業務委託先の一切の責任を負うものとし、

#### 第30条（支払区分の解約ならびに変更）

当社および加盟店が、事情により2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売の取扱いを解約、ならびに取扱方法を変更する場合は、書面により3か月前までに相手方へ通知するものとし、

#### 第31条（届け出事項の変更）

1. 加盟店は当社に届け出た商号・代表者・所在地・電話番号・振込指定口座・その他諸事項に変更が生じた場合は、直ちに当社所定の届け出用紙により手続きを行うものとし、当社はその適格性について審査を行うものとし、
2. 前項の届け出がないため、当社からの通知、送付書類等が延着し、または到着しなかった場合、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなす。

3. 本条第1項の届け出がないため、当社から加盟店への支払いが行えなかった場合であっても通常支払われるべき時期に支払われたものとみなします。

#### 第32条（運用方法等の変更）

加盟店は、通信販売の運用方法・申込み受付方法等に変更が生じた場合はあらかじめ当社に届け出るものとし、当社が必要と認めた場合は別途契約による変更手続きを行うものとし、

#### 第33条（退会）

加盟店または当社は、書面により3か月前までに相手方に通知することにより退会できるものとし、

#### 第34条（再審査・資格取消）

1. 加盟店は当社が必要と認めるときには、その適格性について再審査を受けるものとし、特に以下の事項に該当する場合は、当社はいつでも加盟店の資格を取消し、直ちにその旨を加盟店に対し書面により通知するものとし、
  - (1) 本規約に違反したとき。
  - (2) 他のクレジットカード会社との取引に関わる場合も含めて、信用販売制度を悪用していることが判明したとき。
  - (3) 加盟店申込書に虚偽の申請があったことが判明したとき。
  - (4) 他の者の債権を買い取って、または他の者に代わって債権譲渡をしたとき。
  - (5) 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、およびその他支払停止になったとき。
  - (6) 差押え・仮差押え・仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産・民事再生・会社更生・特別清算等の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき。
  - (7) 本項(5)(6)のほか加盟店、加盟店の代表者本人、または加盟店の代表者が経営もしくは代表する他の加盟店、店舗、法人等の信用状態に重大な変化が生じたとき当社が必要と認めるとき、または第2条第3項および第5項に定める法令等に違反したとき。
  - (8) 加盟店届け出の店舗所在地に店舗が実在しないとき。
  - (9) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断したとき。
  - (10) 監督官庁から営業の取消または停止処分を受けたとき。
  - (11) 加盟店（代表者、役員、従業員等を含む）が、次の～の何れかに該当したことが判明した場合。暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他前記乃至に準ずるもの
  - (12) 加盟店（代表者、役員、従業員等を含む）が、自らまたは第三者を利用して次の～の何れかに該当する行為をした場合。暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為、現金化を目的とする商品の通信販売行為、その他前記乃至に準ずる行為
  - (13) その他、会員などからの苦情により当社が加盟店として不適当と判断したとき。
2. 前項の場合、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとし、また当社は第13条に定める振込金の支払いを留保できるものとし、

第35条（退会・資格取消に伴う措置）

1. 第33条に基づき加盟店が当社から退会した場合、もしくは第34条に基づき資格取消となった場合、加盟店は直ちに加盟店契約を前提とした商品告知・取引誘引行為を中止し、売上票・売上集計票等当社が加盟店に貸与した取扱い関係書類および販売用具の全てを当社に返却するものとします。その際、第27条に基づき支払った加盟料を返金されなくとも異議ないものとします。
2. 端末機を設置している場合には、端末機の使用規約ならびにその取扱いに関する規定に従うものとします。
3. 本条第1項の場合において、本規約第12条、第13条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条および第26条はなお有効なものとします。
4. 本規約の解約および資格取消以前に、加盟店が会員から商品購入の申し込みを受け付けたものについては、本規約の解約および資格取消後においても本規約に従って加盟店、当社ともにこれを履行するものとします。

第36条（本規約に定めのない事項）

加盟店は本規約に定めのない事項については、当社の別に定める取扱要領等に従うものとします。

第37条（準拠法）

本規約は、日本法が適用され、日本法に準拠し解釈されるものとします。

第38条（合意管轄裁判所）

加盟店と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第39条（規約の改定ならびに承認）

本規約を改定した場合は当社は新規約を加盟店に通知または適宜の方法により公表します。加盟店がその通知を受けた後、または公表された後に会員に対し通信販売を行った場合には、新規約を承認したものとみなし、以後の取扱い等については新規約が適用されるものとします。

< 個人情報等の取扱いに関する条項 >

第40条（加盟店・加盟店申込者等の個人情報の取得・保有・利用・預託）

1. 加盟店または加盟店申込者（それぞれの代表者を含む。以下これらを総じて「加盟店申込者等」と称します）は以下（1）から（9）に記載する加盟店申込者等に関する情報のうち、個人情報保護法により保護の対象となるもの（以下「加盟店申込者等の個人情報」と称します）の取扱いについて、第2項以降に定める内容に同意するものとします。
  - （1） 加盟店申込書に記載した法人名・法人所在地・加盟店屋号・業種・店舗所在地・電話番号・預貯金口座名義・預貯金口座番号等
  - （2） 加盟店申込書に記載した代表者氏名・代表者住所・代表者生年月日等の個人情報
  - （3） 加盟申込みにかかる事実
  - （4） 本規約により発生した客観的な取引事実に基づく事項

- ( 5 ) 加盟申込日、加盟日等の加盟申込みまたは加盟に関する情報
  - ( 6 ) 第 3 1 条に基づき加盟店が当社に届け出た事項
  - ( 7 ) 当社が適正な方法で公的機関またはそれに準ずる機関より取得した情報
  - ( 8 ) 本規約または加盟申込み以外の当社との間の契約または申込みにより取得した加盟店申込者等の属性情報および取引情報
  - ( 9 ) 加盟店申込者等の本人確認書類および加盟店代表者等を確認するために取得した書類からの情報
- 2 . 加盟店申込者等は、当社が加盟店申込者等の個人情報を安全管理措置を講じたうえで、以下の業務を目的として取得・保有・利用することに同意するものとします。
    - ( 1 ) 加盟店入会審査、加盟店の再審査・管理業務
    - ( 2 ) 当社が本規約に基づいて行う業務
  - 3 . 加盟店および加盟店の代表者は、当社が加盟店および加盟店代表者の個人情報を安全管理措置を講じたうえで、以下の業務を目的として取得・保有・利用することに同意するものとします。
    - ( 1 ) 当社宣伝物の送付、当社加盟店等の営業案内等の送付
    - ( 2 ) 当社が業務提携する株式会社クレディセゾンの宣伝物の送付
  - 4 . 加盟店および加盟店の代表者は、当社が加盟店および加盟店代表者の個人情報を安全管理措置を講じたうえで、広告宣伝を目的として、加盟店申込書に記載された店舗名、所在地、電話番号、業種等の加盟店情報を当社が提携する企業に預託し、当社および当社の提携する企業のホームページ等へ掲載することに同意するものとします。
  - 5 . 加盟店申込者等は、当社が本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、加盟店申込者等の個人情報を当該委託先に預託することに同意するものとします。

第 4 1 条（加盟店申込者等の信用情報の登録・利用および共同利用の同意）

- 1 . 加盟店申込者等は、当社が第 4 2 条に掲げる加盟店信用情報機関に照会し、登録されている情報を、共同利用の目的の範囲で利用することに同意するものとします。
- 2 . 加盟店申込者等は、第 4 2 条に掲げる加盟店信用情報機関に登録される情報（以下「登録される情報」といいます）が第 4 2 条に掲げる期間登録され、加盟店信用情報機関の加盟会員により共同利用の目的のために利用されることに同意するものとします。
- 3 . 加盟店申込者等は、登録される情報が正確性・最新性の確保のために必要な範囲内において、加盟店信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供され、利用されることに同意するものとします。

第 4 2 条（当社が加盟する加盟店信用情報機関、窓口および共同利用について）

名称	日本クレジットカード協会 加盟店信用情報センター	社団法人日本クレジットカード協会 加盟店情報交換センター
住所	郵便番号：105-0004 東京都港区新橋2-12-17 新橋I-Nビル1階	郵便番号：103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル
電話番号	03-6738-6621	03-5643-0011
受付時間	月曜日～金曜日 (祝日、年末・年始は除きます)午前 10時～正午/午後1時～午後4時	月曜日～金曜日 午前10時～午後5時 (年末年始等を除きます) *詳細はお問い合わせください。

共同利用の範囲	日本クレジットカード協会加盟各社のうち日本クレジットカード協会加盟店信用情報センターを利用している各社（参加会員は下記のホームページに掲載しています。） <a href="http://www.jcca-office.gr.jp/">http://www.jcca-office.gr.jp/</a>	登録包括信用購入あっせん業者、登録個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者のうち、社団法人日本クレジットカード協会会員であり、かつ当センター会員会社（参加会員は、下記のホームページに掲載しております。） <a href="http://www.j-credit.or.jp/">http://www.j-credit.or.jp/</a>
登録される情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社に届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報</li> <li>・加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報</li> <li>・会員が加盟店情報を利用した日付</li> </ul>	(別掲)
登録される期間	当センターに登録されてから5か年を超えない期間（但し会員が加盟店情報を利用した情報については6か月を超えない期間）	当センターに登録されてから5か年を超えない期間
共同利用の目的	上記共同利用の範囲に記載された会社による不正取引の排除・消費者保護のための加盟店入会審査、加盟店契約締結後の管理、その他加盟店契約継続の判断の場合および加盟店情報正確性維持のための開示・訂正・利用停止等	

包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由  
個別信用購入あっせん取引における、当該販売店等との加盟店契約時の調査及び苦情処理のために必要な調査の事実及び事由  
包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の利益の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由  
利用者等の保護に欠ける行為に該当し、当社・顧客に不当な損害を与える行為に関する客観的事実に関する情報  
顧客（契約済みのものに限らない）から当社及びセンター加盟会員会社に申し出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為及び当該行為と疑われる情報  
行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、センターが収集した情報  
上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報  
前記各号に係る包括信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）

第43条（加盟店申込者等に関する情報の開示・訂正・利用停止等および苦情申し立てに関する手続き）

1. 加盟店申込者等は第41条に定める信用情報の開示・訂正・利用停止等を請求する際の手続きは第42条に記載の当社が加盟する加盟店信用情報機関所定の申請手続きに従い行うものとします。
2. 加盟店申込者等が、当社が保有する加盟店申込者等に関する情報の開示・訂正・利用

停止等を請求する際の手続きは、当社所定の申請手続きに従うものとします。

3. 当社は登録した内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、速やかに訂正・削除または利用停止等の措置をとるものとします。

第44条（加盟店申込者等の情報の取扱いに不同意の場合）

当社は、加盟店申込者等が加盟店申込書に必要な記載事項の記載を希望しない場合および本規約の内容の全部または一部を承認できない場合は、加盟を認めない場合や加盟店の資格取消の手続きをとることがあるものとします。但し、当社が第40条第3項、第4項に定める事項を目的として加盟店申込者等の個人情報を利用することに、加盟店申込者等が承認できないことを理由に加盟をお断りすることや加盟店の資格取消の手続きをとることはないものとします。また、その利用について加盟店申込者等から中止の申し出があった場合には、当社はそれ以降の利用を中止するものとします。

なお、中止の申し出および前条第2項に定める申請の申し出は本規約末尾記載のお客様相談室宛行うものとします。

【当社へのお問い合わせ・相談窓口】

表

会社名・住所・電話番号 もみじカード株式会社 お客様相談室 郵便番号730-0022 広島市中区銀山町4番10号 TEL 082-241-3055 月曜日～金曜日（祝日、年末・年始は除きます。） 午前9時～午後5時00分
--

表 【ユーシーカード株式会社の案内】

名称・住所
ユーシーカード株式会社 東京都港区台場2-3-2台場フロンティアビル TEL 03-5531-6000

（2012年6月現在）

## 継続的利用代金取扱いに関する特約

### 第1条（目的）

本特約は、加盟店の取扱商品が本特約第2条に定める毎月継続的に発生する各種利用代金（以下「利用代金」と称します）である場合に適用するものとし、加盟店は本特約の定めるところに従うものとします。その他、本特約に定めのない事項については、「もみじカード通信販売加盟店規約」の定めに従うものとします。

### 第2条（利用代金）

1. 加盟店が本特約において取扱うことができる利用代金とは、以下のものとします。
  - (1) 電話通話料およびこれに付随し発生する費用。
  - (2) インターネット接続料・パソコン通信利用料・情報提供サービス利用料およびこれに付随し発生する費用。
  - (3) その他当社が認めたもの。
2. 加盟店は、料金体系等の利用代金の内容について、あらかじめ当社に届け出るものとします。
3. 加盟店が取扱う利用代金が前払い方式である場合には、その具体的な内容について加盟店はあらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとします。なお、会員が利用契約期間中に中途解約の請求を申し出た場合、および未経過分料金の返金を申し出た場合については、加盟店がその全責任をもって対応するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。この場合の会員に対する返金処理は、当社所定の方法によるものとします。

### 第3条（利用申し込み）

1. 加盟店は、会員からカードによる利用代金の支払い申し込みを受け付けた場合、全件カードの有効性を確認するために、当社の承認番号を得るものとします。
2. 万一、加盟店が前項に定める当社への承認番号の取得を行わなかった場合、当社は当該利用代金債権を譲り受けないものとします。

### 第4条（支払区分）

会員が利用できる支払区分は1回払い販売のみとします。

### 第5条（債権譲渡）

1. 加盟店は、会員の利用代金を当社が認めた期間（以下「料金月」と称します）毎に集計し、料金月の最終日をカード利用日として、売上票を作成し売上集計票を添付の上、当社宛送付するものとします。
2. 料金月は1か月以内とし、1か月を超える場合は、加盟店はあらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとします。
3. 売上票が当社に到着したときに、当該利用代金債権が加盟店から当社に譲渡されたものとします。

### 第6条（承認番号の取得）

1. 加盟店は、当社があらかじめ定めた信用販売限度額を超える利用代金が発生した場合には、当社の承認番号を得るものとします。なお、本特約における信用販売限度額とは、加盟店が会員1人あたりに対し、料金月毎に通信販売できる金額の総額をいいます。
2. 加盟店は、前回の料金月に利用代金が発生しなかった会員の利用代金等不定期に発生した利用代金については、全件当社の承認番号を得るものとします。

3. 万一、加盟店が本条第1項および第2項に定める当社への承認番号の取得を行わなかった場合、当社は当該利用代金債権を譲り受けないものとします。

#### 第7条（ID・パスワード等の発行）

加盟店は、会員に対しサービス利用に必要なID・パスワードを発行する場合は、その通知は郵送その他当社が認めた方法で送達するものとし、インターネット上での通知は行わないものとします。但し、加盟店があらかじめ当社へ届け出、当社の承認を得た場合は、この限りではないものとします。

#### 第8条（無効カード通知）

1. 加盟店は、当社から無効カード通知を受領した場合、速やかに無効カード通知に記載されている会員と対象会員との照合を行うものとします。
2. 前項による照合の結果、対象会員が無効カード通知に記載されていた場合、加盟店は無効カード通知を受領した日が含まれる料金月の利用代金については、当社に債権譲渡が出来るものとし、翌料金月以降の利用代金は譲渡の対象とならないものとします。

#### 第9条（会員の退会・カード番号変更時の対応）

1. 海外発行カードを除く加盟店に登録された対象会員のカード番号が何らかの理由により変更となった場合、および対象会員が退会した場合は、当社は加盟店に対し書面等により連絡するものとします。
2. 加盟店は、カード番号変更の連絡を受けた場合は、連絡を受けた日が含まれる料金月の利用代金については従来の会員番号にて売上票を作成できるものとし、翌料金月の利用代金から新会員番号にて売上票を作成するものとします。
3. 加盟店は、退会の連絡を受けた場合は、連絡を受けた日が含まれる料金月の利用代金については当社に債権譲渡ができるものとし、翌料金月以降の利用代金は譲渡の対象とはならないものとします。

#### 第10条（会員への事前告知）

加盟店は、サービス利用規約等にあらかじめ以下の内容を告知し、サービスの利用申し込み時に会員の承諾を得るものとします。

- (1) 会員が利用代金を会員の所属するカード会社の会員規約に基づき、カードにより支払うこと。
- (2) 会員から加盟店に対し、解約の申し出がない限り継続して利用代金をカードにより支払うこと。
- (3) カード紛失等により会員番号・有効期限が変更となった場合や、会員資格を喪失した場合に、会員は加盟店に対し速やかにその旨を連絡すること。
- (4) 会員から前項の連絡がなかった場合に、会員の事前了承なしにカード会社から加盟店にその旨が通知され、加盟店がそのカード会社からの通知をもって会員からの会員番号・有効期限の変更連絡またはカード退会の連絡とみなし、当該会員の会員番号・有効期限を更新もしくは利用代金の支払契約の解除を行うことに異議がないこと。

(2012年6月現在)